バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

<自己資本の構成に関する開示事項 (バーゼルⅢ国内基準)>

単体自己資本比率(附則別紙様式第3号)

(単位:百万円、%)

項 目 2018年		/2\21#m; ; =		(単位:百万円、%)
		経過措置による	2017年9月	経過措置による
	期	个昇人観	中間期	个算人額
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目(1)				
	901		29,112	
	759		13,759	
	659		15,868	
う ち 、 自 己 株 式 の 額(△)	364		362	
	152		152	
う ち、 上 記 以 外 に 該 当 す る も の の 額			_	
	202		161	
	844		908	
	844		908	
う ち、 一 般 貸 倒 引 当 金 コ ア 資 本 算 入 額 う ち、 適 格 引 当 金 コ ア 資 本 算 入 額	044		900	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			_	
		-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本	_		_	
調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセント	823		1,077	
に相ヨ9る額のづら、コア貝本に徐る基礎項目の額に含まれる額				
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額(イ) 31,	//		31,259	
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・	28	7	28	18
ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20	,	20	
う ち、 の れ ん に 係 る も の の 額			_	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	28	7	28	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		_	_	_
適格引 当 金 不 足 額	_	_	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		_	_	
	244	61	156	104
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0	150	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
	144	36		
	144	30		
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
う 5、 そ の 他 金 融 機 関 等 の 対 象 普 通 株 式 等 に 該 当 す る も の に 関 連 す る も の の 額	_	_	_	_
等に該当するものに関連するものの額				
「う ち、 モ ー ゲ ー ジ ・ サ ー ビ シ ン グ ・ ラ イ ツ に 係 る 無 形 固 定 資 産 に 関 連 す る も の の 額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
う ち、 そ の 他 金 融 機 関 等 の 対 象 普 通 株 式 等 に 該 当 す る も の に 関 連 す る も の の 額	_	_	_	_
等 に 該 当 す る も の に 関 連 す る も の の 額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツ	_	_	_	_
に係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	117		105	
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額(口) │	417		185	
	25.4		24 27 :	
自 己 資 本 自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ)) (ハ) 31,	354		31,074	
自 己 資 本 自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3)				
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3)	705		374,797	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 「うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △				
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ)) (ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 の 合 計 額 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ うち、無 形 固 定 資 産 (の れ ん 及 び モ ー ゲ ー ジ・	705 556		374,797 △1,348	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の額 の 合 計 額 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ うち、無 形 固 定 資 産 (の れ ん 及 び モーゲー ジ・サービ シング・ライツに 係 る も の を 除 く。)	705		374,797	
自 己 資 本 目 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リ ス ク ク 会員 本 うち、無 形 固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) ウ ウ ウ を うち、 繰 延 税 金 資産	705 556 7		374,797 △1,348 18	
自 己 資 本 目 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リスク・アセットの額の合計額 少 年 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) ウ サービシング・ライツに係るものを除く。) うち、繰延税金資産 うち、網延税金資産 うち、網延税金費用	705 556 7 — 61		374,797 △1,348 18 — 104	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リス ク・ア セ ットの額の合計額 △ うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) う ち 、 繰 延 税 金 資 産 う ち 、 前 払 年 金 費 用 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △1,	705 556 7 — 61 051		374,797 △1,348 18 — 104 △1,952	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リス ク・ア セ ット の額 の 合 計 額 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ うち、無 形 固 定 資 産 (の れ ん 及 び モーゲー ジ・サービシング・ライツに 係 る も の を 除 く。) う ち 、 繰 延 税 金 資 産 う ち 、 前 払 年 金 費 用 うち、他 の 金 融 機 関 等 向 け エ ク ス ポー ジャー △1,	705 556 7 — 61		374,797 △1,348 18 — 104	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リス ク・ア セ ッ ト の額 の 合 計 額 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) う ち 、 繰 延 税 金 資 産 う ち 、 前 払 年 金 費 用 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △1, う ち、上記 以 外 に 該 当 す る も の の 額	705 556 7 — 61 051		374,797 △1,348 18 — 104 △1,952	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リス ク・ア セ ッ ト の額 の 合 計 額 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ うち、無 形 固 定 資 産 (の れ ん 及 び モーゲージ・サービシング・ライツに 係 る も の を 除 く。) う ち 、 繰 延 税 金 資 産 う ち 、 前 払 年 金 費 用 うち、他 の 金 融 機 関 等 向 け エ ク ス ポージャー △1, う ち、上 記 以 外 に 該 当 す る も の の 額 マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	705 556 7 — 61 051 427 —		374,797 △1,348 18 — 104 △1,952 480	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リス ク・ア セ ッ ト の額 の 合 計 額 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ うち、無 形 固 定 資 産 (の れ ん 及 び モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) う ち 、 繰 延 税 金 資 産 う ち 、 前 払 年 金 費 用 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △1, う ち、上 記 以 外 に 該 当 するものの額 マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	705 556 7 — 61 051		374,797 △1,348 18 — 104 △1,952	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 の 合 計 額 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ 「うち、無 形 固 定 資 産 (の れ ん 及 び モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) う ち 、 繰 延 税 金 資 産 う ち 、 前 払 年 金 費 用 う ち、他の金融機関等向けエクスポージャー △1, う ち、上 記 以 外 に 該 当 するものの額 マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 18, 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	705 556 7 — 61 051 427 —		374,797 △1,348 18 — 104 △1,952 480	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リス ク・ア セ ッ ト の額 の 合計 額 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ 「うち、無 形 固 定 資 産 (の れ ん 及 び モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) う ち 、 繰 延 税 金 資 産 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △1, う ち、上記以外に該当するものの額 マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 18, 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額を別の付出 額 調整額	705 556 7 — 61 051 427 — 000		374,797 △1,348 18 ——————————————————————————————————	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リス ク・ア セ ッ ト の 額 の 合 計 額 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ うち、無 形 固 定 資 産 (の れ ん 及 び モーゲージ・サービシング・ライツに 係 る も の を 除 く。) う ち 、 繰 延 税 金 資 産 う ち 、 前 払 年 金 費 用 うち、他 の 金 融 機 関 等 向 け エ ク ス ポージャー △1, う ち、上 記 以 外 に 該 当 す る も の の 額 マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 18, 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 3 の 合 計 額(二) 421,	705 556 7 — 61 051 427 — 000		374,797 △1,348 18 — 104 △1,952 480	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ))(ハ) 31, リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3) 信 用 リス ク・ア セ ッ ト の額 の 合 計 額 403, うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ うち、無 形 固 定 資 産 (の れ ん 及 び モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) う ち 、 繰 延 税 金 資 産 う ち 、 前 払 年 金 費 用 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △1, う ち、上記以外に該当するものの額 マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 18, 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 18, 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額 リス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	705 556 7 — 61 051 427 — 000		374,797 △1,348 18 ——————————————————————————————————	

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

<自己資本の構成に関する開示事項 (バーゼルⅢ国内基準)>

連結自己資本比率(附則別紙様式第4号)

(単位:百万円、%)

	2018年9月	経過措置による	2017年9月	経過措置による
項目	中間期	不算入額	中間期	不算入額
	31,365		30,483	
う ち、 資 本 金 及 び 資 本 剰 余 金 の 額	13,779		13,779	
うち、利益剰余金の額	18,102		17,219	
う ち 、 自 己 株 式 の 額(△)	364		362	
う ち 、 社 外 流 出 予 定 額(△)	152		152	
うち、上記以外に該当するものの額	_			
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額 うち、 為 替 換 算 調 整 勘 定	9		△6	
うち、 為替換算調整勘定 うち、 退職給付に係るものの額	9		<u> </u>	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	202		161	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	890		957	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	890		957	
うち、適格引当金コア資本算入額	_			
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本				
調達手段の額のうち、コア貸本に係る基礎頃目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセント	823		1,077	
に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,327		1,467	
コア資本に係る基礎月の第2日の銀行	34.618		34,141	
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目(2)	, ,,,,,,,		٠,,,,,	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	32	8	31	21
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	_	_		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰延税 金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	32	8	31	21
適格引当金不足額	_	_		_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_		
退 職 給 付 に 係 る 資 産 の 額 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	269	67 0	176	117
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	32	8	_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_		_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	_		
う ち、モ ー ゲ ー ジ ・ サ ー ビ シ ン グ ・ ラ イ ツ に 係 る 無 形 固 定 資 産 に 関 連 す る も の の 額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_		_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	_		_
う ち、 モ ー ゲ ー ジ ・ サ ー ビ シ ン グ ・ ラ イ ツ に 係 る 無 形 固 定 資 産 に 関 連 す る も の の 額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額(口)	334		208	
自 己 資 本 自 己 資 本 の 額((イ) – (ロ))(ハ)	24204		22.022	
自 己 資 本 の 額((イ) - (ロ)) (ハ) リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3)	34,284		33,933	
- ヴ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 の 合 計 額	414,601		384,850	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△577		△1,333	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るものを除く。)	8		21	
	_			
うち、退職給付に係る資産	67		117	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,051		△1,952	
う 5、上 記 以 外 に 該 当 す る も の の 額	399		480	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	18,958		19,622	
信用リスク・アセット調整額	10,930		1 2,022	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_			
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 額 の 合 計 額(二)	433,559		404,472	
	7.00		0.20	
連 結 自 己 資 本 比 率((ハ)/(二))	7.90		8.38	

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本の充実度に関する事項(第10条第4項第1号)

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額 信用リスクに対する所要自己資本の額

資産 (オン・バランス) 項目

(単位:百万円)

1. 現	東庄 (カン・ハフンハ) 坂口		(単位:百万円)
1. 現	頂 日	所要自己	資本の額
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	₩	2017年9月中間期	2018年9月中間期
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	1. 現 金	_	_
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_
4. 国際決済銀行 銀行 1 0 け	3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	4. 国際決済銀行等向け	_	_
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け 8 8 7. 国際開発銀行向けけ	5. 我 が 国 の 地 方 公 共 団 体 向 け		_
9. 我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け 21 16 16 11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 90 81 12. 法	6 外国の中央政府等以外の分共部門向け	8	8
9. 我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け 21 16 16 11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 90 81 12. 法	<u>7. 国際開発銀行に向け</u>		
10. 地 方 三 公 社 向 け 21 16 11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 90 81 12. 法 人	8. 地方公共団体金融機構向け		
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 90 81 12. 法 人 等 向 け 6,745 7,112 13. 中小企業等及び個人向け 3,069 3,244 14. 抵当権 付住宅ローン 479 470 15. 不動産取得等事業向け 2,887 3,133 16. 三月以上延滞等 15 21 17. 取立末済手形 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —			
12. 法 人 等 向 け 6,745 7,112 13. 中 小 企 業 等 及 び 個 人 向 け 3,069 3,244 14. 抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン 479 470 15. 不 動 産 取 得 等 事 業 向 け 2,887 3,133 16. 三 月 以 上 延 滞 等 15 21 7. 取 立 末 済 手 形 ー ー ー 18. 信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付 129 146 19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 ー ー ー 19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 ー ー ー 19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 ー ー ー 10 数 第 868 1,245 10 5 世 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) 868 1,245 10 5 世 夏 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) 868 1,245 10 5 世 夏 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) 868 1,245 10 5 世 夏 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) 123 133 133 133 133 133 133 133 133 133			
13. 中 小 企 業 等 及 び 個 人 向 け 3,069 3,244 14. 抵 当 権 付 住 宅 ロー ン 479 470 15. 不 動 産 取 得 等 事 業 向 け 2,887 3,133 16. 三 月 以 上 延 滞 等 15 21 17. 取 立 末 済 手 形 ー			
14. 抵当権付住宅ローン 479 470 15. 不動産取得等事業向け 2,887 3,133 16. 三月以上延滞等 15 21 17. 取立未済手形 - - 18. 信用保証協会等による保証付 - - 19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 - - 20. 出資等のエクスポージャー) 868 1,245 (うち出資等のエクスポージャー) - - 21. 上記別のエクスポージャー) - - 21. 上記別の公外のものに係るエクスポージャー) 143 70 (うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式学によるエクスポージャー) 123 133 (うち特定項目のうち調整項目に真えされない部分に係るエクスポージャー) 123 133 (うち右記以外のエクスポージャー) 123 133 (うち右記以外のエクスポージャー) 260 248 22. 証券化(オリジネーター以外の場合) - - (うち再証券化) - - 23. 証券化(オリジネーター以外の場合) - - (うち再証券化) - - 24. 複数の資産を製けとする資産所謂アンドのうち、程の対産の関係の関係の対域の関係の関係の対域の関係の対域の関係の対域の関係の対域の関係を対域の関係の対域の関係の対域の関係の対域の関係を対域の対域の関係の対域の関係の対域の関係の対域の関係の対域の関係の対域の関係の対域の関係を対域の対域の関係を対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域を対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対			
15. 不動産取得等事業向け 2,887 3,133 16. 三月以上延滞等 15 21 17. 取立未済 手形 — — 18. 信用保証協会等による保証付 — — 19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 — — 20. 出質 等 868 1,245 (うち出資等のエクスポージャー) 868 1,245 (うち重要な出資のエクスポージャー) — — 21. 上記以外外のエクスポージャー) 526 451 (うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株 式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) 143 70 (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) 123 133 (うち右記以外のエクスポージャー) 123 133 22. 証券化(オリジネーターの場合) — — (うち再証券化) 歩() — 23. 証券化(オリジネーター以外の場合) 合) — 24. 複数の資産を関けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の理能が困難な資産 — — 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 24 19 26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに存むしたいの金融を開発を開発の対象がよれるよったものの額 24 19 26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るアクスポージャーに存むしたいの金融を開発を開発の対象がよれるよったものの額 24 19 26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るアクスポージャーに存むしたいの金融を開発の対象を対象を開発したいの金融を開発したれるよったものの額 24 19 26. 他の金融機関			
16. 三 月 以 上 延 滞 等 15 21 17. 取 立 末 済 手 形 - - 18. 信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付 129 146 19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 - - 20. 出 資 等 868 1,245 (うち 出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) 868 1,245 (うち 重 要 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) - - 21. 上 記 以 分 分 526 451 (うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株 143 70 (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) 123 133 (うち 右 記 以 外 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) 260 248 22. 証 券 化 (オ リ ジ ネ ー タ ー の 場 合) - - (う ち 再 証 券 化) サー ー - 23. 証 券 化 (オ リ ジ ネ ー タ ー の 場 合) - - 24. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂アンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 - - - 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 24 19 26. 機遇措置によりリスク・アセットの額に算入されるかったものの額 △78 △42		2 9 9 7	2 1 2 2
17. 取 立 末 済 手 形 一 一 18. 信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付 129 146 19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 一 一 20. 出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) 868 1,245 (う ち 出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) 868 1,245 (う ち 重 要 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) ー ー 21. 上 以 外 526 451 (うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株 式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) 143 70 (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) 123 133 (うち 右 記 以 外 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) 260 248 22. 証 券 化 (オ リ ジ ネ ー タ ー の 場 合) ー ー (う ち 再 証 券 化) 一 ー 23. 証 券 化 (オ リ ジ ネ ー タ ー 以 外 の 場 合) ー ー (う ち 再 証 券 化) 一 ー 24. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂7ァンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 ー ー 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 (費入されるかったものの額 (費入されなかったものの額 (費入を) アスポージャーに係る (人名) 本名 △42			
18. 信用保証協会等による保証付 129 146 19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 - - 20. 出資等のエクスポージャー) 868 1,245 (うち出資等のエクスポージャー) 868 1,245 (うち重要な出資のエクスポージャー) - - 21. 上記以外の大会機機関等の対象資本調達事段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) 143 70 (うち特定項目のうち調整項目に真入されない部分に係るエクスポージャー) 123 133 (うち右記以外のエクスポージャー) 123 133 (22. 証券化(オリジネーターの場合) - - (うち再証券 大の場合) - (3) ま作(オリジネーター以外の場合) - - (3) ま然化(オリジネーター以外の場合) - - (3) ままれ化(オリジネーター以外の場合) - - (5) ち雨証券(ル) サルー - (5) ち再証券(ル) - - (5) ち再証券(ル) - - (5) ち再証券(ル) - - (5) ち再証券(ル) - - (5) ちまままたり、オージャーのの調査を製材とする資産(所謂ファンド)のうたの資産の理像が困難な資産 - - (5) ち再証券(ル) - - - (5) ち再証券(ル)の資産の課金額に算入されるものの額に算入されるものの額との資産の理解といった。 - - (24 19 <t< th=""><th>17 取 立 未 済 手 形</th><th>- 13</th><th><u> </u></th></t<>	17 取 立 未 済 手 形	- 13	<u> </u>
20. 出資等のエクスポージャー) 868 1,245 (うち出資等のエクスポージャー) - - 21. 上記以外外 以外外 526 451 (うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) 143 70 (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) 123 133 (うち右記以外のエクスポージャー) 260 248 22. 証券化(オリジネーターの場合) - - (うち再証券化(オリジネーター以外の場合) - - 23. 証券化(オリジネーター以外の場合) - - 24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂アンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 - - 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 24 19 26. 機遇措置によりリスク・アセットの額に算入されるかったものの額 △78 △42	18 信 甲 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	129	146
20. 出資等のエクスポージャー) 868 1,245 (うち出資等のエクスポージャー) - - 21. 上記以外外 以外外 526 451 (うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) 143 70 (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) 123 133 (うち右記以外のエクスポージャー) 260 248 22. 証券化(オリジネーターの場合) - - (うち再証券化(オリジネーター以外の場合) - - 23. 証券化(オリジネーター以外の場合) - - 24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂アンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 - - 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 24 19 26. 機遇措置によりリスク・アセットの額に算入されるかったものの額 △78 △42	19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		_
(う ち 出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー) 868 1,245	20. 出 資 等	868	1.245
(うち重要な出資のエクスポージャー) - - 21. 上 以外 526 451 (うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) 143 70 (うち特定項目のうち調整項目に真入されない部分に係るエクスポージャー) 123 133 (うち右記以外のエクスポージャー) 1260 248 22. 証券化(オリジネーターの場合) - - (うち再証券化) サル - 23. 証券化(オリジネーター以外の場合) - - (うち再証券化) サル - 24. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産と - - - 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額と対し、これの金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △78 △42		868	
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象音通株 143 70 式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) 123 133	(うち重要な出資のエクスポージャー)	_	<u> </u>
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象音通株 143 70 式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) 123 133	21. 上 記 以 外	526	451
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) 123 133 (うち右記以外のエクスポージャー) 260 248 22. 証券化(オリジネーターの場合) 一 一 (うち再証券化) 株) 一 一 23. 証券化(オリジネーター以外の場合) 一 一 (うち再証券化) 大り 一 24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂アンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 一 一 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 24 19 26. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △78 △42	(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株 式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	143	· -
22. 証券化(オリジネーターの場合) ー (うち 再 証券化) 一 23. 証券化(オリジネーター以外の場合) ー (うち 再 証券化) ー (うち 再 証券化) ー 24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 ー 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 24 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △78	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		
Total		260	248
23. 証券化(オリジネーダー以外の場合) ー (うち再証券化) ー 24. 複数の資産を製付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 ー 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △78		_	
(う) ち 再 証 券 化) 一 24. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 一 一 一 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 24 19 26. 性の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △78 △42		_	
24. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 — — 25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 24 19 26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △78 △42		_	
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 24 19 26. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △78 △42	(つ ち 冉 証 券 化)	_	_
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △78 △42	24. 复数の貨産を製行とする貨産(所謂ファンド)のうち、個々の貨産の把握が困難な貨産		
20. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 ~ ~ ~ ~ ~ ~ │	州の合動機関係の社会炎士部等手がに依えてカフギージャーに依え		19
合 計 14,894 16,051	²⁰ ・ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		
	合 計	14,894	16,051

⁽注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目 (単位:百万円)

	ぶ曲白コ	(単位・日月日) 谷木の 宛
項 目	所要自己	貝本の領
70	2017年9月中間期	2018年9月中間期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	_	_
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	0	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	0	_
4. 特定の取引に係る偶発債務	22	22
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	_	_
5. N I F Y 14 R U F I		
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	6	7
7. 内部格付手法におけるコミットメント 8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務		
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	52	52
(う ち 借 入 金 の 保 証)	l l	3
(う ち 手 形 引 受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	0	0
() 5 経過指値を適用しない元本僧(ん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)		
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)		
9. 具族未行り具座元神又は水頂権り具座元神寺(控除後)		
質庆末日内真産児却又は水真惟り真産児却寺(左际前) 控 除 額 (△)		
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	3	7
4. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供		0
	1	1
12. 派 生 商 品 取 引 及 び 長 期 決 済 期 間 取 引	4 4	<u> </u>
	4	1
M	4	1
Max	0	<u> </u>
	<u> </u>	
株 式 関 連 取 引	_	
貴金属(金を除く)関連取引	_	_
その他のコモディティ関連取引	_	_
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	0	0
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果 (△)	_	
長期決済期間取引	_	_
標準方式	_	_
期待エクスポージャー方式	_	_
13. 未 決 済 取 引	_	_
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	_	_
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	_	_
合 計	90	93

CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー

(単位:百万円)

						所要自己	資本の額
						2017年9月中間期	2018年9月中間期
C	V	Α	IJ	ス	ク	6	2
中 央	清 算 機	関関連	エク	スポージ	ヤー	0	0

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額 オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

									2017年9月中間期	2018年9月中間期
オペレ	オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額							の額	744	720
う	ち		基	礎	的		手	法	744	720
う	ち	粗	利	益	配	分	手	法	_	_
う	ち	先	進	的	計	測	手	法	_	_

へ 単体総所要自己資本額

(単位:百万円)

	2017年9月中間期	2018年9月中間期
単体総所要自己資本額(リスク・アセットの額の合計額に4%を乗じた額)	15,736	16,868

信用リスクに関する次に掲げる事項(第10条第4項第2号)

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高および3月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(地域別、業種別、残存期間別)

	2017年9月中間期					2018年9月中間期				
	信用リス	クエクスポー	-ジャー中間	期末残高	3月以上	信用リスク	フエクスポー	-ジャー中間	期末残高	3月以上
		賞出金、コミットメント			延滞エク		針は、コミットメント			延滞エク
		及びその他の	債 券	デリバテ	ス ポ ー		及 び そ の 他 の デリバティブ以外の	債 券	デリバテ	スポー
		デリバティブ以外の オフ・バランス取引		ィブ取引	ジャー		オフ・バランス取引		ィブ取引	ジャー
国 内 計	770,552	468,415	160,847	464	447	777,518	489,044	164,846	132	554
国 外 計	6,747	_	6,739	_	_	5,703	_	5,698	_	_
地 域 別 合 計	777,299	468,415	167,586	464	447	783,222	489,044	170,544	132	554
製 造 業	50,638	36,643	9,748	_	96	55,506	38,302	11,535	_	96
農業、林業	1,678	1,647	_	_	_	1,820	1,792	_	_	_
漁業	157	110	_	_	_	93	93	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	613	613	_	_	_	660	660	_	_	_
建 設 業	50,038	48,270	1,403	_	24	50,617	48,751	1,402	_	169
電気・ガス・熱供給・水道業	12,810	9,325	2,534	_	_	12,177	8,848	2,434	_	_
情報通信業	2,576	1,562	503	_	_	2,710	1,681	701	_	_
運輸業、郵便業	24,499	20,559	3,101	_	_	26,642	21,200	4,617	_	_
卸売業、小売業	48,856	47,064	1,011	_	22	48,588	46,594	908	_	16
金融業、保険業	117,063	8,372	37,945	441	_	128,395	8,990	40,762	97	_
不動産業、物品賃貸業	122,115	110,963	2,826	_	206	133,622	119,010	2,020	_	207
各種サービス業	76,983	76,072	400	_	38	81,928	81,320	_	_	48
国・地方公共団体	161,902	19,029	108,111	_	_	127,195	17,917	106,161	_	_
個 人	88,731	88,179		_	58	94,444	93,878		_	16
そ の 他	18,632	_		23	_	18,819	_		35	_
業種別計	777,299	468,415	167,586	464	447	783,222	489,044	170,544	132	554
1 年 以 下	237,088	129,335	42,600	419	38	216,760	127,552	18,875	86	5
1年超3年以下	61,398	27,456	33,519		34	66,614	34,121	31,734	38	13
3年超5年以下	93,702	49,321	42,568	20	3	120,737	54,856	65,452	4	3
5年超7年以下	51,346	33,813	11,082	_	6	48,269	33,190	13,949	3	22
7年超10年以下	88,147	54,442	7,461	_	24	64,541	55,932	8,362	_	16
10 年 超	204,131	173,777	30,354	_	100	215,190	183,020	32,170		165
期間の定めのないもの	41,485	268		_	239	51,108	369	_		327
残存期間別合計	777,299	468,415	167,586	464	447	783,222	489,044	170,544	132	554

⁽注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。

^{2.} 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位:百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	2017年9月中間期	785	897	785	897
	2018年9月中間期	884	826	884	826
個別貸倒引当金	2017年9月中間期	1,063	1,103	1,063	1,103
10 加 貝 田 11 日 並	2018年9月中間期	960	994	960	994
	2017年9月中間期	_	_	_	_
行	2018年9月中間期	_	_	_	_
	2017年9月中間期	1,849	2,000	1,849	2,000
	2018年9月中間期	1,844	1,821	1,844	1,821

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

		2017年9	月中間期			2018年9	月中間期	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国 内 計	785	897	785	897	884	826	884	826
国 外 計	_	_	_	_	_	_	_	_
地域別合計	785	897	785	897	884	826	884	826
製 造 業	87	93	87	93	94	108	94	108
農業、林業	0	1	0	1	1	3	1	3
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1	1	1	1	1
建 設 業	66	78	66	78	78	102	78	102
電気・ガス・熱供給・水道業	11	10	11	10	8	10	8	10
情報通信業	1	1	1	1	2	2	2	2
運輸業、郵便業	19	25	19	25	25	29	25	29
卸売業、小売業	265	275	265	275	274	84	274	84
金融業、保険業	8	10	8	10	10	13	10	13
不動産業、物品賃貸業	176	201	176	201	191	217	191	217
各種サービス業	78	100	78	100	100	134	100	134
国・地方公共団体	_	_	_	_	_	_	_	_
個人	68	98	68	98	95	117	95	117
そ の 他	_	_	_	_	_	_	_	_
業種別合計	785	897	785	897	884	826	884	826

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

		2017年9	月中間期			2018年9	月中間期	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国 内 計	1,063	1,103	1,063	1,103	960	994	960	994
国 外 計	_	_	_	_	_	_	_	_
地域別合計	1,063	1,103	1,063	1,103	960	994	960	994
製造業	258	250	258	250	209	233	209	233
農業、林業	9	126	9	126	100	0	100	0
漁業	_	_	_		_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	_	_	_	_	_
建設業	201	179	201	179	165	169	165	169
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	_	_	_
情報通信業	0	_	0	_	_	_	_	_
運輸業、郵便業	9	7	9	7	5	6	5	6
卸売業、小売業	156	139	156	139	119	192	119	192
金融業、保険業	_	_	_	_	_	_	_	_
不動産業、物品賃貸業	139	138	139	138	75	90	75	90
各種サービス業	236	212	236	212	242	264	242	264
国・地方公共団体	_	_			_	_	_	_
個人	30	27	30	27	22	19	22	19
そ の 他	20	20	20	20	18	17	18	17
業種別合計	1,063	1,103	1,063	1,103	960	994	960	994

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	貸出金額	賞却の額
	2017年9月中間期	2018年9月中間期
製 造 業	48	22
農業、林業		_
漁業	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_
建設業	147	144
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_
情報通信業	_	_
運輸業、郵便業	_	2
情 報 通 信 業 運 輸 業 郵 便 業 卸 売 業 小 売 業 金 融 業 保 険 業	227	398
卸 売 業 、 小 売 業 金 融 業 、 保 険 業	_	_
不動産業、物品賃貸業	7	_
各種 サービス業	53	72
国 ・ 地 方 公 共 団 体	_	_
個人	-	48
そ の 他	-	_
業種別合計	484	688

- (注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。
- へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の 残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項の規定により1250パーセン トのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額						
	2017年9	月中間期	2018年9月中間期				
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し			
0%		268,119	_	232,853			
10%		59,225	_	71,974			
20%	7,371	16,418	9,483	14,168			
35%		34,229	_	33,631			
50%	29,231	1,462	29,240	1,325			
75%		101,667	_	107,766			
100%	4,411	255,246	4,409	278,291			
150%	_	164	_	307			
250%		187	_	267			
350%	_	-	_	_			
1250%			_	_			
合 計	41,013	736,720	43,133	740,585			

- (注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー(告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。)は、格付有りに記 載しております。

 - 2. ソブリン並びに、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項(第10条第4項第3号)

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

∇ \triangle								信用リスク削減手法が適用	月されたエクスポージャー	
		L	<u> </u>		Z				2017年9月中間期	2018年9月中間期
	現	金	及	び	自	行	預	金	9,663	9,922
				金					_	
	適		格		ſ	責		券	_	_
	適		格		1	朱		式	_	_
	適	格		投	資	1	言	託	_	_
適	格	金属	虫 資	産	担	保	合	計	9,663	9,922
	適		格		ſ	呆		証	2,233	2,096
		格クし	ノジ:	ソト	・デ	リバ	テ 1	´ ブ	_	_
適格	保証、	適格	クレジ	ット	・デリ	リバテ	ィブ	合計	2,233	2,096

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(第10条第4項第4号)

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

	2017年9月中間期	2018年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	34	17

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類および取引の区分	与信相当額		
	性短のより以外の	2017年9月中間期	2018年9月中間期	
派	生 商 品 取 引	425	73	
	外国為替関連取引及び金関連取引	410	56	
	金 利 関 連 取 引	15	16	
	株 式 関 連 取 引	_	_	
	貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	_		
	その他のコモディティ関連取引	_	_	
7	レジット・デリバティブ	35	10	
合	計	460	83	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

二 グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相 当額を差し引いた額 (単位:百万円)

	2017年9月中間期	2018年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	460	83
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	460	83
差	0	<u> </u>

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額 該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

	種類および取引の区分	与信相当額		
	性類のより以上の位力	2017年9月中間期	2018年9月中間期	
派	生商品取引	425	73	
	外国為替関連取引及び金関連取引	410	56	
	金 利 関 連 取 引 株 式 関 連 取 引	15	16	
	株式 関連 取引		—	
	貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	_	_	
	その他のコモディティ関連取引		_	
2	レジット・デリバティブ	35	10	
合	計	460	83	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位:百万円)

	プロテクシ	ション購入	プロテクション提供		
	2017年9月中間期	2018年9月中間期	2017年9月中間期	2018年9月中間期	
クレジット・デフォルト・スワップ	_	_	700	200	
トータル・リターン・スワップ	_	_		_	
合計	_	_	700	200	

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項(第10条第4項第5号)

該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項(第10条第4項第7号)

- イ 中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額
- (1) 出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	2017年9	月中間期	2018年9月中間期		
	中間貸借対照表計上額	時 価	中間貸借対照表計上額	時価	
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	25,643		33,118		
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	3,703		6,309		
	29,346	29,346	39,428	39,428	

(2) 子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

								中間貸借対照表計上額		
								2017年9月中間期	2018年9月中間期	
子	会	社	•	子	法	人	等	489	503	
関		連	污	失	人		等	_	_	
合							計	489	503	

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

出資等又は株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

					2017年9月中間期	2018年9月中間期
売	却	損	益	額	524	584
償		却		額	2	_

ハ 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額は2017年9月中間期は7,629百万円、2018年9月中間期は8,112百万円であります。

二 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません。

金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額(第10条第4項第9号)

金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

	2017年9月中間期	2018年9月中間期
金利 ショック に対する 経済価値の増減額 (アウトライヤー基準による上方金利ショック下 (99% タイル値) での現在価値変動額)	△2,320	△2,572

バーゼル**田第3の柱に基づく開示事項** <定量的な開示事項>

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(第12条第4項第1号)

該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項 (第12条第4項第2号)

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額 信用リスクに対する所要自己資本の額

資産(オン・バランス)項目

(単位:百万円)

			(羊瓜・日/)1 1,		
	項目	所要自己資本の額			
	☆ □	2017年9月中間期	2018年9月中間期		
1.	現	-	_		
2.	我が国の中央政府及び中央銀行向に	_	_		
3.	外国の中央政府及び中央銀行向し	-	_		
4.	外国の中央政府及び中央銀行向i 国際決済銀行等向i		—		
5.	我が国の地方公共団体向い	· _	_		
6.	外国の中央政府等以外の公共部門向け	8	8		
7.	国際開発銀行向げ		_		
8.	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 li 我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 li		19		
9.			121		
10.	地 方 三 公 社 向 (16		
11.	金融機関及び第一種金融商品取引業者向に	90	81		
12.	法 人 等 向 (*)		7,543		
13.	中 小 企 業 等 及 び 個 人 向 l 抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン		3,244		
14.			470		
15.	<u>不動産取得等事業向け</u> 三月以上延滞等		3,133		
16. 17.		15	23		
18.	_取 立 未 済 手 开 信用保証協会等による保証が		146		
19.	<u>信 用 体 証 励 云 寺 に よ る 体 証 か</u> 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証が		140		
20.	<u> 休式云社地域経済活性化文援機構等による休証 </u> 出		1,232		
	<u>田</u> (うち出資等のエクスポージャー	850	1,232		
	<u>(う 5 田 真 寸 0 エ 7 ス ポ - ジャー</u> (う 5 重 要 な 出 資 の エ 7 ス ポ - ジャ -	030	1,252		
21.		546	468		
	上	143	70		
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	130	138		
	(う ち 右 記 以 外 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	272	259		
22.	証券化(オリジネーターの場合		_		
	(う ち 再 証 券 化	_	_		
23.	証券化(オリジネーター以外の場合	_	_		
	(う ち 再 証 券 化	_	_		
24.	複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	<u> </u>	_		
25.	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの8		18		
26.	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの8	. ∧ 7Ω	△42		
		15,296	16,487		
		A-111111111111111111111111111111111111			

⁽注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自 己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

37 7.07 7.36		(単位:日万円)
項目	所要自己	資本の額
Д	2017年9月中間期	2018年9月中間期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	_	_
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	0	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	0	_
4. 特定の取引に係る偶発債務	22	22
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	_	_
5. N I F 又 は R U F	_	_
6. 原契約期間が1年超のコミットメント7. 内部格付手法におけるコミットメント	6	7
7. 内部格付手法におけるコミットメント	_	_
8. 信 用 供 与 に 直 接 的 に 代 替 す る 偶 発 債 務	52	52
(う ち 借 入 金 の 保 証)	1	3
(う ち 有 価 証 券 の 保 証)		
(う ち 手 形 引 受)	0	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	_	
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)		
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)		
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	_	
	_	
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	3	7
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	_	0
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	4	1
カレント・エクスポージャー方式	4	1
派 生 商 品 取 引	4	1
外 為 関 連 取 引	4	1
金利男連取引	0	0
金		
株 式 関 連 取 引		
貴金属(金を除く)関連取引		
その他のコモディティ関連取引	_	
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	0	0
- 「一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) - 長期 決 済 期 間 取 引		
打光化工具工程 3% 上层模工模技法制件建筑		
' ^{' 4.} 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	_	_
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー		
合 計	90	93

CVAリスク、中央清算機関関連エクスポージャー

(単位:百万円)

						所要自己	資本の額
						2017年9月中間期	2018年9月中間期
C	V	Α	IJ	ス	2	6	2
中 央	清算機	関 関 連	エク	スポージ	ヤー	0	0

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位・古万田)

									2017年9月中間期	2018年9月中間期
オペレ	オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額							の額	784	758
う	ち		基	礎	的		手	法	784	758
う	ち	粗	利	益	配	分	手	法	_	_
う	ち	先	進	的	計	測	手	法	_	_

へ 連結総所要自己資本額

(単位:百万円)

	2017年9月中間期	2018年9月中間期
連結総所要自己資本額(リスク・アセットの額の合計額に4%を乗じた額)	16.178	17.342

信用リスクに関する次に掲げる事項(第12条第4項第3号)

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高および3月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(地域別、業種別、残存期間別)

2017年9月中間期 2018年9月中間期										
	信用リフィ	クエクスポー	/ 牛ッ川 牛 - ジャー巾即	<u> 明 </u>		信用リフィ		ロチョカ 中 -ジャー中間		
		賞は、コミットメント			3月以上	ロボッハ	温金、コミットメント			3月以上
		及びその他の	債 券	デリバテ	延滞エクス ポー		貝山並、コミットメント 及びその他の	債 券	デリバテ	延滞エク ス ポ ー
		デリバティブ以外の オフ・バランス取引	限 分	ィブ取引	スポージャー		デリバティブ以外の オフ・バランス取引	リカ (ィブ取引	スポージャー
国 内 計	780,568	466,390	160,847	464	574	788,359	486,419	164,846	132	671
国 外 計	6,747	_	6,739	_	_	5,703	_	5,698	_	_
地 域 別 合 計	787,316	466,390	167,586	464	574	794,062	486,419	170,544	132	671
製 造 業	50,638	36,643	9,748	_	96	55,506	38,302	11,535	_	96
農業、林業	1,678	1,647	_	_	_	1,820	1,792	_	_	_
漁業	157	110	_	_	_	93	93	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	613	613	_	_		660	660	_	_	_
建 設 業	50,038	48,270	1,403	_	24	50,617	48,751	1,402	_	169
電気・ガス・熱供給・水道業	12,810	9,325	2,534	_	_	12,177	8,848	2,434	_	_
情報通信業	2,575	1,562	503	_	_	2,708	1,681	701	_	_
運輸業、郵便業	24,520	20,559	3,101	_	_	26,663	21,200	4,617	_	_
卸売業、小売業	48,856	47,064	1,011	_	22	48,588	46,594	908	_	16
金融業、保険業	117,094	8,372	37,945	441	_	128,532	8,990	40,762	97	_
不動産業、物品賃貸業	119,614	108,938	2,826	_	206	130,521	116,385	2,020	_	207
各種サービス業	76,988	76,072	400	_	38	81,920	81,320	_	_	48
国・地方公共団体	161,902	19,029	108,111	_	_	127,195	17,917	106,161	_	_
個 人	88,731	88,179	_	_	97	94,444	93,878	_	_	48
そ の 他	31,095	_	_	23	88	32,613	_	_	35	85
業種別合計	787,316	466,390	167,586	464	574	794,062	486,419	170,544	132	671
1 年 以 下	236,324	128,485	42,600	419	77	216,792	127,552	18,875	86	37
1年超3年以下	60,923	26,981	33,519	24	34	65,840	33,346	31,734	38	13
3年超5年以下	93,002	48,621	42,568	20	3	118,887	53,006	65,452	4	3
5年超7年以下	51,346	33,813	11,082	_	6	48,272	33,190	13,949	3	22
7年超10年以下	88,147	54,442	7,461	_	24	64,544	55,932	8,362	_	16
10 年 超	204,131	173,777	30,354		100	215,190	183,020	32,170		165
期間の定めのないもの	53,440			_	327	64,533	369	_	_	413
残存期間別合計	787,316	466,390	167,586	464	574	794,062	486,419	170,544	132	671

⁽注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位:百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	2017年9月中間期	835	946	835	946
	2018年9月中間期	932	872	932	872
個別貸倒引当金	2017年9月中間期	1,230	1,284	1,230	1,284
他 別 貝 街 分 3 並	2018年9月中間期	1,145	1,153	1,145	1,153
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定	2017年9月中間期	_	_	_	_
衬 ಒ 海 外 頂 惟 刉 ヨ 勄 ಒ	2018年9月中間期	_	_	_	_
	2017年9月中間期	2,065	2,230	2,065	2,230
	2018年9月中間期	2,078	2,026	2,078	2,026

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

		2017年9			2018年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国 内 計	835	946	835	946	932	872	932	872
国 外 計	_	_	_	_	_	_	_	_
地域別合計	835	946	835	946	932	872	932	872
製造業	87	93	87	93	94	108	94	108
農業、林業	0	1	0	1	1	3	1	3
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1	1	1	1	1
建設業	66	78	66	78	78	102	78	102
電気・ガス・熱供給・水道業	11	10	11	10	8	10	8	10
情報通信業	1	1	1	1	2	2	2	2
運輸業、郵便業	19	25	19	25	25	29	25	29
卸売業、小売業	265	275	265	275	274	84	274	84
金融業、保険業	8	10	8	10	10	13	10	13
不動産業、物品賃貸業	174	198	174	198	189	214	189	214
各種サービス業	78	100	78	100	100	134	100	134
国・地方公共団体	_	_	_	_	_	_	_	_
個人	79	108	79	108	105	125	105	125
そ の 他	41	41	41	41	40	41	40	41
業種別合計	835	946	835	946	932	872	932	872

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

		2017年9				2018年9	月中間期	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国 内 計	1,230	1,284	1,230	1,284	1,145	1,153	1,145	1,153
国 外 計	_	_	_	_	_	_	_	_
地域別合計	1,230	1,284	1,230	1,284	1,145	1,153	1,145	1,153
製造業	258	250	258	250	209	233	209	233
農業、林業	9	126	9	126	100	0	100	0
漁業	_	_	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	_	_	_	_	_
建設業	201	179	201	179	165	169	165	169
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	_	_	_
情報通信業	0	_	0	_	_	_	_	_
運輸業、郵便業	9	7	9	7	5	6	5	6
卸売業、小売業	156	139	156	139	119	192	119	192
金融業、保険業	_	_	_	_	_	_	_	_
不動産業、物品賃貸業	139	138	139	138	75	90	75	90
各種サービス業	236	212	236	212	242	264	242	264
国・地方公共団体	_	_	_		_	_	_	_
個 人	108	94	108	94	76	70	76	70
そ の 他	109	134	109	134	150	125	150	125
業種別合計	1,230	1,284	1,230	1,284	1,145	1,153	1.145	1,153

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	貸出金債	賞却の額
	2017年9月中間期	2018年9月中間期
製造業	48	195
製 造 業 農 業 、 林 業 漁 業	_	_
	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_
建 設 業	147	147
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_
情報通信業	_	4
運輸業、郵便業	_	_
卸売業、小売業	227	345
運 輸 業 郵 便 業 卸 売 業 小 売 業 金 融 業 、 保 険 業	_	_
不動産業、物品賃貸業	7	7
各種サービス業	53	99
国・地方公共団体	_	_
個人	_	7
そ の 他	_	_
業種別合計	484	807

- (注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。
- へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の 残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項の規定により1250パーセン トのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額								
	2017年9	月中間期	2018年9	2018年9月中間期					
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し					
0%		268,301	_	233,012					
10%		59,225	_	71,974					
20%	7,371	16,444	9,483	14,190					
35%		34,212	_	33,611					
50%	29,231	1,468	29,240	1,326					
75%	_	101,660	_	107,752					
100%	4,411	265,134	4,409	289,023					
150%		156	_	326					
250%		258	_	325					
350%		· —	_	_					
1250%	_	_	_	_					
	41,013	746,864	43,133	751,544					

- (注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー(告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。)は、格付有りに記

 - 2. ソブリン並びに、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項(第12条第4項第4号)

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

								(1 = = = 7513)
		I✓		\triangle			信用リスク削減手法が適用	月されたエクスポージャー
)J			2017年9月中間期	2018年9月中間期
	現金	及	び自	行	預	金	9,663	9,922
			金				_	_
	適	格		債		券	_	_
	適	格		株		式	_	_
	適	各	殳 賞	Ĩ	信	託	_	_
適	格金	融資		担保	合	計	9,663	9,922
	適	格		保		証	2,233	2,096
	適格ク	レジッ	/	デリノ	ドティ	・ブ	_	_
適格	保証、適格	3クレジ	ット・テ	゠゙゙リバぅ	゠゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙ヿ゙ヹ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚	合計	2,233	2,096

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(第12条第4項第5号)

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

(単位:百万円)

	2017年9月中間期	2018年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	34	17

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

種類および取引の区分	与信相当額		
	2017年9月中間期	2018年9月中間期	
派 生 商 品 取 引	425	73	
外国為替関連取引及び金関連取引	410	56	
金 利 関 連 取 引 株 式 関 連 取 引	15	16	
株式 関連取引	-	_	
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	_	_	
その他のコモディティ関連取引	-	_	
_ ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	35	10	
合計	460	83	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

二 グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相 当額を差し引いた額 (単位:百万円)

	2017年9月中間期	2018年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	460	83
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	460	83
差	0	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

種類および取引の区分		与信相当額		
	性規のより以外の	2017年9月中間期	2018年9月中間期	
派	生 商 品 取 引	425	73	
	外国為替関連取引及び金関連取引	410	56	
	金 利 関 連 取 引	15	16	
	株 式 関 連 取 引	_	_	
	貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	_	_	
	その他のコモディティ関連取引	_	_	
2	レジット・デリバティブ	35	10	
合	計	460	83	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位:百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供		
	2017年9月中間期	2018年9月中間期	2017年9月中間期	2018年9月中間期	
クレジット・デフォルト・スワップ	_	_	700	200	
トータル・リターン・スワップ	_	_	_	_	
合計	_		700	200	

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項(第12条第4項第6号)

該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項(第12条第4項第8号)

- イ 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額
- (1) 出資等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	2017年9月中間期		2018年9月中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時 価	中間連結貸借対照表計上額	時
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	25,708		33,197	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	3,226		5,818	
	28,934	28,934	39,015	39,015

- (2) 子会社・関連会社株式の中間連結貸借対照表計上額等該当ありません。
- ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

出資等又は株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

					2017年9月中間期	2018年9月中間期
売	却	損	益	額	524	584
償		却		額	2	_

- ハ 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額
 - 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は2017年9月中間期は7,665百万円、2018年9月中間期は8,161百万円であります。
- **二 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額** 該当ありません。

金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額(第12条 第4項第10号)

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等の残高が僅少であるため、算出しておりません。